

## 北上市告示甲第23号

北上市養育費保証契約保証料補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市養育費保証契約保証料補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、継続した養育費の履行確保を促進し、ひとり親の家庭の経済的安定と福祉の向上を図るため、養育費保証契約における保証料に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 現に児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父である者をいう。
- (2) 児童 20歳未満の者をいう。
- (3) 養育費保証契約 養育費の支払いに不履行が生じた場合に、養育費の受取人である契約者に対し、保証会社が養育費を支払う契約をいう。
- (4) 保証会社 養育費保証契約を取扱う会社をいう。
- (5) 公正証書等 公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書その他の債務名義としての効力を有するものであって、強制執行認諾の約款を備えたものをいう。

#### (補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有するひとり親であること。
- (2) 配偶者であった者（事実上婚姻と同様の事情にあった者及び未婚であって養育費に係る児童を認知している者を含む。以下同じ。）と養育費の受領に係る公正証書等を作成し、又は配偶者であった者との養育費の受領に係る公正証書等を取得した者であること。
- (3) 保証会社と、保証期間を1年以上とする養育費保証契約を締結していること。

(4) 前号の養育費保証契約の締結について、国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。

(5) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回契約保証料（契約時に保証の対価として支払う保証料をいう。）として補助対象者が負担する経費とする。

2 補助金の交付は、同一の児童につき1回限りとする。

（補助金の額）

第5 補助金の額は、第4に規定する補助対象経費の全額とし、5万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費保証契約を締結した日から1年以内に北上市養育費保証契約保証料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 申請者及び養育費の対象である児童の戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書

(2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（当該申請者の民法（明治29年法律第89号）第887条第1項に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）の住民票の写し

(3) 養育費の取り決めをした公正証書等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、市長が別に定める保証会社（申請者が養育費保証契約の締結を申し込む予定であるものに限る。）に対し、補助金の請求及び受領を委任することができる。この場合において、申請者は、前項の規定にかかわらず、養育費保証契約の申込をした日から15日以内に北上市養育費保証契約保証料補助金交付申請書兼委任状（様式第2号）に前項各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

3 市長は、第1項各号に掲げる書類等の内容を別に確認することができるときは、当該書類等の添付を省略させることができる。

（状況報告書の提出）

第7 第6第2項の規定により補助金の請求及び受領の委任を受けた保証会社（以下「代理人」という。）は、申請者が同項の規定により申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の翌月末日又は申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、養育費保証契約締結状況報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者と代理人の間で養育費保証契約が締結されなかったことが前項の規定によ

る報告により判明したときは、第6第2項による申請を取り下げたものとみなす。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第6第1項の規定による申請があったとき又は第6第2項の規定による申請があり、かつ、第7の規定による報告により申請者と代理人の間で養育費保証契約が締結されたことを確認したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、北上市養育費保証契約保証料補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の交付決定を受けた者又はその代理人は、北上市養育費保証契約保証料補助金交付請求書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

北上市長 様

（申請者）住 所  
氏 名

北上市養育費保証契約保証料補助金交付申請書

北上市養育費保証契約保証料補助金の交付を受けたいので、北上市養育費保証契約保証料補助金第6第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助申請額 金 円

2 添付書類

申請者は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が申請者の住民基本台帳、戸籍情報等の内容を確認することについて同意します。

年 月 日

北上市長 様

（申請者）住 所  
氏 名

北上市養育費保証契約保証料補助金交付申請書兼委任状

北上市養育費保証契約保証料補助金の交付を受けたいので、北上市養育費保証契約保証料補助金第6第2項の規定により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、北上市養育費保証料補助金の交付請求及び受領について、下記の者を代理人と定め、その手続をすべて委任します。

1 補助申請額 金 円

2 代理人 所在地  
法人名  
代表者名

3 添付書類

- |  |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 申請者は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が申請者の住民基本台帳、戸籍情報等の内容を確認することについて同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、代理人に対し、申請者の北上市養育費保証契約保証料補助金に係る情報を提供することに同意します。</p> |
|--|

様式第3号（第7関係）

年 月 日

北上市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

養育費保証契約締結状況報告書

北上市養育費保証契約保証料補助金に係る養育費の保証契約状況について、北上市養育費保証契約保証料補助金要綱第7の規定により、次のとおり報告します。

記

氏名	申請日	契約状況（締結時は締結日）	初年度保証料

様式第4号（第8関係）

北上市指令第 号

住 所  
氏 名

北上市養育費保証契約保証料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました北上市養育費保証契約保証料補助金について、次のとおり決定したので、北上市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第7第の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



交付を決定します。

交付決定額 円

交付しないことを決定します。

交付しない理由

様式第5号（第9関係）

年 月 日

北上市長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
(代理人) 所 在 地  
名 称  
代表者氏名

北上市養育費保証契約保証料補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で通知のあった北上市養育費保証契約保証料補助金について、北上市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第9の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 請求額 円
- 2 契約締結者氏名
- 3 補助金の振込先